

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

高知若草特別支援学校（R2.8改訂版）

【感染防止対策の7つの基本】

～ウイルスの除去と3つの密（密閉、密集、密接）を避ける！～

- 対策1** こまめに石鹸・流水により手洗い・消毒液での手指消毒を行うこと
※手指に付着したウイルスが、口や鼻・目などを触ることで体内に入り増殖します。
新型コロナウイルスの特徴から石鹸の使用が効果的です。
- ・登校時、出勤時など校舎内に入る時に必ず行う。
 - ・児童生徒の支援(手や顔、頭などに触るときは特に)等に当たって、一行為二手洗い(行為の前後)を徹底する。20～30秒程度の石鹸・流水で洗う。
 - ・手を拭くときは必要に応じてペーパータオルを使用する。
 - ・可能な場合は児童生徒にも手洗いを指導する。

- 対策2** マスクを着用すること
※飛沫による感染を少しでも防止するため、また咳エチケットのために効果があります。
- ※学校で使用するマスクが入手できない場合は保健室に相談してください。
- ・鼻から顎までを覆い、手で顔やマスクを触らない。
 - ・可能な場合は児童生徒にも指導する。
 - ・食事などで、マスクを外す場合、マスクの前面に触らないことや、外した時の管理に気をつける。
 - ・対策3・4とも関連し、正面からの支援や、むせ等があり飛沫が心配される場合は、マスクと合わせてフェイスシールドやゴーグルを使用する

- 対策3** 密集を避け、人と人との間隔（1.5～2m）を空けること
※三密の空間を避けることが、集団感染を防ぎます。
- ・スクールバス、教室、エレベーターなどにおいて、できる限り必要な間隔を確保できるよう、また向かい合わない等座席配置や整列の仕方を工夫する。
 - ・できる限り広い場所を使用する、または集団を分けるなどの工夫も行う。
 - ・食堂は、衛生面に気を付けて教室で給食を摂る学級と分けて使用する。
 - ・食堂で食事をする場合、終了次第教室に帰る。

- 対策4** 近距離での会話、大きな声での発声を控えること
※マスクをしている場合も、そうでない場合も、大きな声での会話や歌唱、近距離での会話などは、咳やくしゃみと同様の状況となります。
- ※大きな声での指導をしなくてもよい指導を考えることも大切です。
- ・授業等の指導場面、職員間で行う打ち合わせや会議などでも適切な距離を確保し、必要な場合はマイクを使用する。
 - ・マスクを外して食事をしているときは、できるだけしゃべらない。

- 対策5** 頻繁な換気（常時、20～30分毎＋休憩時間など）を行うこと
※三密の空間を避けることが、集団感染を防ぎます。
- ・気温も考慮しながら、常時換気、20～30分ごとの換気、休憩時間の換気等を確実に行う。エアコン使用時にも換気を定期的に行う。
 - ・対角線の出入り口や窓など2か所以上空け、扇風機等も活用する。
 - ・ウイルス除去とも合わせて、出入り口は常に開放しておくことも有効。
 - ・体調管理のため衣服の調節にも配慮する。
 - ・スクールバスでは、停車中などに安全に気を付けてこまめに換気する。

- 対策6** 教材やタオルなど物の共用をしないこと
※ウイルスの特徴により人から人の感染だけでなく、人から物・物から人の感染があることが分かっています。
- ・タオルや教材・教具等、使用する物は個人ごとに用意する。
 - ・どうしても共用しなければならない物は、使用前後に手洗いを行うとともに、必要な場合は消毒・除菌を行い使用する。

- 対策7** すべての場で清潔な空間を保つよう清掃を徹底し、必要な場合は消毒・除菌を行う。
※排せつ物の飛沫からの感染もあることが報告されています。
※多数の者が使用する物、あるいは触れる場所は、ドアノブや取っ手、手すり、手洗い場のレバーや蛇口周辺、トイレのドアや便座の蓋やレバー等たくさんあります。
- ・児童生徒、教職員ともトイレ前後の手洗い・手指消毒を行う。
 - ・トイレは使用後、その他教室やスクールバスなど、児童生徒の下校後（スクールバスは下車後）に清掃・消毒を徹底する。
- ※除菌・消毒液は、保健室に相談し、各場所ですぐ使えるよう準備しておくこと

- その他**
- ・感染が流行している地域との往来にも、十分な注意が必要です。
 - ・新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染者や濃厚接触者等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう十分な配慮や注意が必要です。

※別紙「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」（A3版）を用いて、各部署、各教室等でチェックを行いましょう。

<参考資料>

- 「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」（新型コロナウイルス感染症とは、発熱・風邪症状が出た時など）
保健所資料より抜粋
- 「感染症対策へのご協力をお願いします」（手洗い・咳エチケット・マスク着用）
厚生労働省
- 「「密閉」「密集」「密接」しない」
厚生労働省
- 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」
厚生労働省他
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』～
文部科学省

児童生徒、教職員等の保健・健康管理に関する対応

1 児童生徒の登校・下校について

(1) 登校前

- ・自宅を出る前に検温、風邪症状等体調不良の有無を確認する。
 - ※連絡帳により朝の体温を学校に連絡する。
 - ➡発熱、風邪症状等がなければ通常通り登校
 - ➡平熱より体温が高い、風邪症状等がある場合は、自宅静養
 - ※必要と思われる場合は通院
 - ※症状が無くなるまでは登校を控える。
 - ※地域の感染者に広がりが生じている場合は、同居の家族に風邪症状等がある場合も同様とする。

(2) 登校時

- ・学校到着後、担任が連絡帳確認とともに検温、風邪症状等の有無を確認する。
- ・医療的ケアの児童生徒は、保健室で、看護師により連絡帳確認とともに検温、風邪症状等体調不良の有無を確認する。
 - ➡前日下校後から当日朝までの体調等に気になることがある場合は、保健室に相談し、出席が可能かどうか判断する。
 - ➡体温が37.5℃を超える若しくは平熱より高い、風邪症状等がある場合は、自宅静養
 - ※保護者に連絡し、迎えを依頼。迎えまでは担当を固定し個別対応

(3) 学校滞在中

- ・担任、看護師等により健康状態について観察
 - ➡体温が37.5℃を超える若しくは平熱より高い、風邪症状等体調不良がある場合は、自宅静養
 - ※保護者に連絡し、迎えを依頼。迎えまでは担当を固定し個別対応

(4) 下校時

- ・下校時刻30分前頃に検温を行う。
 - ➡体温が37.5℃を超える場合は、保護者に連絡し、迎えをお願いする。放課後等児童デイサービスを利用している場合は、送迎者に連絡する。
 - ※下校時の体温が明らかに平熱より高い場合は、放課後等児童デイサービス事業所が預からない場合があるため

2 スクールバス利用について

- (1) 登校時 乗務員が、バス停での乗車時に、検温をしてきたかどうか確認する。
 - ➡検温をしていない場合や、発熱等の風邪症状等がある場合は、乗車を断わる。
- (2) 下校時 乗務員は担任から体調に問題がないことを確認し、下車時には乗車中の様子を保護者等に伝える。
- (3) バス運行前後、運行中の感染症予防対策について
 - ※【感染防止対策の基本】及び別紙ガイドライン参照
 - ・登校時の下車、下校時の乗車は、車中での滞在時間を少なくするよう速やかに

行う。(放課後等児童デイサービスの利用者を送迎車に乗車させる際も、時間を厳守するよう、できるだけ速やかに乗車、引継ぎ等を行い発車させる。)

- 登校時の昇降口付近の混雑を避けるため、降車後は速やかに教室等へ移動する。
- 必要な対策を行っても車中のリスクを完全には除去できないことが想定されるため、保護者には現状を理解していただき、乗車についての判断は保護者が行うものとする。

3 医療的ケアを必要とする児童生徒等について

- 医療的ケアを必要とする児童生徒や、基礎疾患等のある児童生徒の中には、新型コロナウイルスによる感染症の重症化リスクが高いケースもあることから、必要に応じて主治医や指導医に相談し、個別に登校の判断を行う。
- 登校日の体調等については、保護者、看護師、担任等で十分に情報共有する。
- 医療的ケアに関する感染症対策については、本ガイドラインを踏まえて、必要な対応を個別マニュアルに反映させる。

4 寄宿舎における対応について

- 帰舎に当たっては、自宅で検温、風邪症状等の有無を確認する。
- 学校登校前に、検温、風邪症状等の有無を確認し、学校に伝える。
- 在舎時に、発熱や風邪症状等が見られる場合は、迎えを依頼し自宅静養とする。

5 訪問教育における対応について

- 対象児童生徒、担当教員の健康管理は、1及び7に準ずる。
- 対象児童生徒、担当教員に風邪症状等の体調不良がある場合は実施しない。
- 訪問に当たって、事前に家庭に対して訪問してよいかどうか確認し、了解が得られた場合は実施する。
- 学校及び対象児童生徒の居住地域に感染が拡大している場合は、訪問授業を中止する場合もある。

6 保護者・外来者への対応について

- 玄関（正面玄関及び寄宿舎玄関）に消毒液を置き、保護者・外来者には校内に入る際に必ず使用してもらう。併せて、検温、体調の確認及びマスク着用に協力を得る。備え付けの名簿に氏名等及び体温を記入してもらい、記録を残す。

7 児童生徒の定期的健康診断について

- 臨時休業で変更となった健康診断については、年度内に実施する。
- 実施が遅れることに伴う児童生徒の健康に対する配慮について、保護者や主治医・指導医等と連携し適切に対応する。
- その旨を保護者にも周知し、理解、協力を求める。

8 教職員の健康管理

- 出勤前に検温、風邪症状等の確認を行う。
 - ➡平熱より体温が高い、風邪症状等がある場合は、出勤を控える。
 - ※必要と思われる場合は通院する。

※症状が無くなるまでは出勤を控える。

- 日々の体温、健康状態等を職員室備え付けの記録簿に各自記録する。併せて濃厚接触の可能性についての聞き取りなどがあった場合に備え、学校以外の場に立ち寄ったことなどもメモしておくことよい。記録簿は月ごと保健室で保管する。
- 教職員が、県外に出かける場合は、事前に管理職に報告する。
感染が拡大している地域と往来があった場合は、その後健康観察期間を取る場合もある。

学習指導等に関する対応

- 1 授業・行事等における配慮事項（全般）
 - 感染が拡大している時期かどうかの判断は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について(通知)」(令和2年5月26日付、2高学第550号)の「県立学校における新型コロナウイルス感染症対応の臨時休業の判断基準」を踏まえる。区分Ⅰ・Ⅱの場合は、行事等は原則中止または延期や変更を検討、区分Ⅲ・Ⅳの場合は、感染症対策を十分に行いながら実施を検討する。
 - 全ての行事や授業等の取組について、【感染防止対策の基本】に十分留意した計画を立てる。十分な配慮ができない取組については、中止や延期を検討する。
 - 行事等の計画の検討に際しては、事前に実施の可否について管理職に相談するとともに、計画書は保健室にも回議し、適切な感染症対策が取れているかを確認する。保護者への説明を行い、了解を得ることに留意する。
 - 新型コロナウイルス感染予防のための「新しい生活様式」等の実施に伴い、児童生徒の身体面、精神面での十分なケアが必要と思われる。実態をよく見極めて必要な配慮を行う。
 - 保護者等との情報共有を密に行うとともに、教員間でも的確な情報共有を行い、アクシデントやヒヤリハットが発生することがないように授業等活動の計画段階から、十分な配慮を行う。
 - 支援や介助はできるだけ固定した者が行うこととし、交代する場合や複数で対応する場合は、手洗い・手指消毒を行う。
 - 児童生徒に対しても、健康管理、感染予防対策に関する指導を行う。
 - 2 合同で行うことの多い学習、人数の多い学習グループでの学習について
 - 三密を避けるよう、集団の人数や使用する教室を工夫する。
 - 県内の感染確認の状況等に応じて、指導内容や指導形態等を変更する等の対応が必要な場合には、年間指導計画や単元計画の見直しなどを行い対応する。
 - 教室を分散し、テレビ会議システムを使用した授業を行うこと等も検討する。
- (1) 体育科の授業について
- 三密を避けるよう、集団の人数や使用する教室を工夫する。
 - 集団での競技は感染確認の状況等に応じて実施方法、指導時期を検討する。

- 使用する教員等の共有を避けるとともに、共用せざるを得ない物は消毒等を行う。
 - 水泳の授業は可能、更衣室の使用やプールサイド、介助時には三密の解消に注意。指導者はプール内でもできる限りマスクを使用する。
- (2) 音楽科の授業について
- 三密を避けるよう、集団の人数や使用する教室を工夫する。
 - 感染確認の状況等に応じて歌唱などの実施方法、指導時期を検討する。
 - 使用する楽器の共有をできるだけ避けるとともに、共用せざるを得ない物は消毒等を徹底する。
- 3 調理を伴う学習について
- 感染の拡大が確認されている時期は、実施を見合わせる。
 - 感染確認の状況等に応じて実施可能と判断される場合は、調理を伴う学習の確認事項（調理室等の使用や販売に関すること R 元.12 月確認）を踏まえ、衛生管理及びウイルス除去対策を徹底して行うよう計画する。実施しようとする場合は、事前に保健室に相談、管理職にも報告すること。
 - 学習で調理したものの販売については、当面実施しない。
- 4 現場実習について
- 感染の拡大が確認されている時期は、実施を見合わせる。ただし、その時期にどうしても実施しなければならない実習に限って計画（高3生中心）し、受け入れ先の意向、保護者・本人の了解を得られたものみの実施とする。
 - 感染確認の状況等に応じて実施可能と判断される場合は、受け入れ先の意向、保護者・本人の了解を得られた実習を実施する。
- 5 校外学習（寄宿舍含む）について
- 感染の拡大が確認されている時期は、実施を見合わせる。
 - 感染確認の状況等に応じて実施可能と判断される場合は、感染症対策に留意した計画等準備を進めるが、実施の可否は期日が近づいた時点での判断とする。
 - 計画については、公共交通機関は使用しない、スクールバスは密にならないような配車とする、不特定多数の人に接する場や機会は避けることなどに留意し検討する。
- 6 交流および共同学習について（令和2年度について）
- 1学期中に予定していた学習は、中止または延期とする。2学期以降については、計画等準備を進めるが、実施の可否は期日が近づいた時点での判断とする。
 - 居住地校交流学習については、1学期中に相手校と打ち合わせを行い、2学期からの実施に備える。
- 7 学校行事について
- (1) 体育祭について（令和2年度）
- 10月に計画していた従来の形態での体育祭は中止とする。
 - 代替の取組として、体育の学習グループ単位等で体育参観日（仮）を、10月～11月の間に計画し実施する。（9月初旬には家庭に案内する。）
- (2) 修学旅行について（令和2年度）
- 小5・中2・高2については、次年度に延期する。
 - 小6・中3については、当初の計画を変更し、日帰りまたは1泊2日程度の

代替旅行を実施する。行先は、四国内若しくは県内とし、旅行団の人数は必要最小限にする、移動時間を短くする、行先を限定してできるだけ不特定多数との接触機会をなくするなどに留意した計画とする。

最終的な実施の可否は、期日が近づいた時点での判断とする。

(3) その他の行事について（令和2年度）

- ・総文祭については、WEB 総文のみに参加。
- ・避難訓練は、児童生徒の避難の方法や避難経路の確認を目的に行う。
- ・終業式は放送で実施する（状況によっては、体育館で学部ごとなども検討）。
- ・生徒会挨拶運動は、当面は行わない。
- ・部活動は、感染確認の状況等に応じて実施可能と判断される場合は、感染症対策に留意して実施する。
- ・高知県特別支援学校技能検定、障害者スポーツ大会（フライングディスク）、ジュニアボッチャ大会は、それぞれ主催者判断で開催される場合は、学校としては参加可能とする。

8 臨時休業に伴う授業時数確保、学習保障について

- ・児童生徒の過重負担とならないことを考慮しつつ、行事等授業以外の活動の精選、各教科等の授業内容の精選や指導時期や順番などを検討し、年間指導計画を立てる。必要に応じて補習の実施も検討する。
➡令和2年度：夏季休業期間短縮、体育祭の中止、高等部卒業式の日程変更等
- ・今後、再度臨時休業措置が取られた場合に学習支援に対応できるように、課題の出し方や遠隔授業の実施等 ICT 機器を活用した学びの保障について、研究、検討し準備しておく。

9 臨時休業や感染等に伴う児童生徒の欠席等の扱いについて

○参照

「県立学校等において教育活動再開後に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について（令和2年3月30日時点）

（令和2年3月30日付、元高保体第852号）

※指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録するもの

①学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止

- ・感染が判明した者
- ・感染者の濃厚接触者に特定された者
- ・発熱等の風邪症状がみられる者
- ・（感染が拡大している地域：国の基準でレベル2や3）同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者

②「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことが出来ない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

- ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合
- ・感染が不安で休ませたいと相談があった者について、感染経路が不明な患者が増えているなど感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

10 給食（食堂）について

※【感染防止対策の基本】及び別紙ガイドライン参照

※食堂への出入り、食事の前後には、必ず手洗いをを行う。その際には必要に応じてペーパータオルを使用する。

- (1) 配膳について
 - ・配膳を行う者は、十分な手洗いをし、エプロン・頭巾・マスク着用で行う。
 - ・配膳された食事で、すぐ食べないものはラップをかけておく。
- (2) 食事中及び食事支援について
 - ・食堂の密を避けるため、保健室、学校栄養職員と相談のうえ、可能なクラスや児童生徒は、教室で給食を摂る。
 - ・食事の際の配席は、十分な間隔を取り、向かい合わない。
 - ・食事支援はできるだけ正面からは行わない。正面から行なう必要がある場合は、フェイスシールド等を使用する。
 - ・マスクを取る場合は、はずし方や保管に注意する。
 - ・特別食や各自の食具が間違いがないか、十分に確認する。
 - ・会話を控え、食堂を使用する場合は、食事が終わった者から教室に移動する。
 - ・食事支援を行う者は、支援の前後に手洗い・手指消毒を行う。支援者が交代する場合も同様に行う。
 - ・医療的ケアを行うスペースに教職員が集中することがないように気を付ける。
- (3) 食堂の換気・清掃等について
 - ・食堂・教室ともに、食事の前後、または食事時の換気を十分に行う。
 - ・下膳場所の混雑を避けるため、児童生徒が行う場合は運搬する食器等を少なくする、あるいは教員が行うなど配慮する。
 - ・食事後は、使用した場所の清掃とともに、テーブルやいすの消毒を行う。
- (4) 歯磨き指導について
 - ・介助により歯磨き、うがいを行う場合は飛び散りに注意し、必要に応じてフェイスシールドやゴーグルを使用する。
 - ・使用した歯ブラシは洗浄後自然乾燥させる。その他のコップ等は食器洗い用洗剤で洗浄してから乾燥機に入れる。洗面台等についても、使用後には洗剤での洗浄または消毒を行う。

寄宿舎生活に関する対応

1 生活上配慮すべき事項及び対応

- ※【感染防止対策の基本】及び本ガイドラインにおける保健・健康管理、学習指導における対応に準じた対策を徹底する。
- ・舎室の利用人数は、互いの間隔を十分にとることができる配置ができる人数とする。年度途中であっても見直しを行うこともある。
- ・食堂や談話室の利用に当たっては、十分間隔を取り、向かい合わない座席配置とする。
- ・舎室や共用部分等の消毒・除菌を一日一回以上行う。トイレや手洗い場等は使用ごとに行う。
- ・舎職員室の使用や、会議・研修の実施についても、換気に気を付け、密集した状態を作らないよう配慮する。

学校運営上、必要となる事項への対応

1 年間行事予定の見直しについて

(1) 学校行事等（令和2年度）

- ・臨時休業中に予定されていたものを含め、全ての行事について感染症予防対策の観点から再検討する。行事の精選を行うなど行事予定の再構築を行う。

(2) 教職員の行う会議等

- ・働き方改革の観点で進めてきた会議の持ち方等を一層徹底し、精選や時間短縮、参加者の精選、準備の工夫、ICTの活用などを行い実施する。
- ・外部の会議・研修等への出席、外部の方が参加して本校で行う会議・研修等については、真に必要な場合に限り、管理職の判断により参加または実施する。可能な場合はリモートでの実施を検討する。

(3) 教職員の研修等

- ・県教育センターの実施する研修、県教委主催の協議会等については、県教育センターまたは県教委の指示に従う。
- ・その他については、状況を踏まえて管理職が判断する。

(4) 地域支援（センター的機能）

- ・臨時休業中は、外部に出向いての支援は中止し、電話やメールで対応する。
- ・教育活動再開後においては、相手校等の地域の感染の確認状況等を踏まえ出向いての支援の可否を判断する。
- ・「わかば」の開室は、感染の拡大が確認されている時期は見合わせる。
- ・感染確認の状況等に応じて開室可能と判断される場合は、感染症対策に留意して希望者を受け入れる。

2 スクールバスの運行について

○各コースのバスとも、乗車率が50%程度となるよう調整する。

- ・Bコースバス（緑バス）については、高須バス停を利用する子鹿園分校利用者について、福祉タクシーを並走させる。（令和2年10月末までの契約、以後年度内延長の予定）

3 教職員の健康管理及びサービスについて

○参照

「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）」

（令和2年3月5日付元教福大1707号教育長通知
改正令和2年4月6日2高教福第24号教育長通知）

		休暇 利用できる制度
新型コロナウイルス病原体の保有者		出勤困難休暇（1（1）該当）
新型コロナウイルス	発熱等の風邪症状有り	出勤困難休暇（1（3）該当） 又は病気休暇、年次有給休暇
	感染症法第44条の3第2項に基づき、必要協力を求められた者	出勤困難休暇（1（2）該当）
	親族に症状有り	出勤困難休暇（1（3）該当）又は看護休

ウイルスの保有者 保有者以外	症状無し		暇
		濃厚接触者等	年次有給休暇又は在宅勤務（２（１）該当）
		在宅勤務を実施することが適当 あると認められる者	在宅勤務（２（２）該当）
			通常勤務
臨時休校等により子の世話をする教職員			出勤困難休暇（１（４）該当）

4 教育実習生、介護等体験の受け入れについて

- ・実習等実施の２週間程度前から、本県に滞在のうえ、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所には行かないことなどを周知し、健康状態に問題がなければ受け入れる。
- ・実習等を予定している学生が感染、または濃厚接触者に特定された場合は、実習等を中止または見送る。
- ・実習等の期間は、本校の感染防止対策ガイドラインに沿って対応することを求める。

各部署での環境整備や対応

1 保健室の対応について

- ・児童生徒、教職員の健康管理について、情報を収集・管理するとともに、必要な助言や指導を行う。
- ・保健室の利用にあたっては、三密を避けるため、入室制限し、廊下などで待機してもらうこともある。また用務が終われば、速やかに退出する。
- ・緊急でない、定期の体重測定などは、あらかじめ時間を予約して利用する。
- ・校内のウイルス除去対策や、三密を避ける対策について、指導や助言を行うとともに、消毒液等の配置や補充等を行う。

2 事務室の対応について

- ・1.5m程度の間隔で在室できる人数に気を付け、定期的、こまめに換気を行う。事務室入室者は、用務が終われば速やかに退出する。
- ・対面での業務や電話対応などもしているため、できるだけ大きな声での会話はしない。
- ・デスクの間に必要に応じて透明の衝立を設置する。
- ・外来者には、玄関での検温、マスクの着用、手指の消毒、体調の確認を行う。
- ・公用車の管理についても使用者に感染防止対策を確認する。

3 厨房・食堂の対応について

- ・学校栄養職員を中心に、厨房、食堂のウイルス対策を徹底する。
- ・学校栄養職員は、担任等と連携し、バランスの取れた食事の仕方、食事や食堂利用のマナーなどについて助言や指導を行う。
- ・学校栄養職員は、委託業者との連携し、調理員の感染防止対策にも留意する。

4 職員室等、職員が執務や会議、研修等を行うために使用する施設等について

(1) 職員朝礼

- ・全体では行わず、各学部、事務部ごとにそれぞれの場所で行う。
- ・連絡事項はできるだけGW 掲示板等を使用し、短時間で実施する。
- ・寄宿舍への伝達は、寮務主任が行う。

(2) 会議・研修等

- ・全体で行う必要がある会議・研修等は、ICT 機器を活用する等により、体育館、視聴覚室、プレイルーム等可能な場所に分散して実施する。

(3) 職員室

- ・始業前、放課後等に執務を行う際、職員室に集中しないよう、各教室等を利用する。その際、教職員の居場所はクラス長や主事等に連絡しておく。
- ・職員室等での執務に当たっては、できるだけ向かい合う配置にならない。
- ・教職員が使用するデスクの配置にも配慮し、デスクの間に必要に応じて透明の衝立を設置する。

学校施設や物品の消毒・除菌について他

1 ウイルス除去・感染予防のための消毒等について

(1) 手指の消毒・除菌

- ① 石鹸・流水での手洗い（20～30秒）が基本です。
- ② アルコール含有の消毒液を手指に擦り込む。（商品名：ハンドスキッシュ）
 - ・ポンプ式ジェルタイプ：各教室、玄関、エレベーター前
 - ・携帯ボトル：すぐに手洗いでできない場所での使用

(2) 施設・設備、教材・教具等の清掃、消毒・除菌

- ① 普段からの清掃により清潔な空間を保つ。教室等の床や棚、ドア、手すり、トイレや洗面台などは、家庭用洗剤等を用いて拭き掃除など通常の範囲の清掃を行う。
- ② 環境用消毒エタノールの使用例（赤いテープ「エタノール」表示の容器）
 - ➡机、いす、手すり、ドアノブ・取っ手、手洗い場のレバーや蛇口周辺、トイレのドアや便座の蓋やレバー、ベッド等々、特に児童生徒、教職員がよく触れる場所は、対象に噴霧し、そのあと拭き上げ、乾燥または水拭きする。
 - ➡教材・教具、文具、車いす、歩行器等の支援用具等、児童生徒、教職員が使用するものは、汚れを落とした後、対象に噴霧し、そのあと拭き上げ、乾燥または水拭きする。図書類は、噴霧したものをよく乾燥させる。
 - ➡校務用・児童生徒用の情報機器類（パソコンやタブレット、カメラ、マイクに等）については、専用布巾に噴霧したものでふき取りまたは水拭きする。
- ③ 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム（金属腐食あり）での消毒・除菌
※時間があるときや週末などには、この方法も取り入れる。
 - ➡ゴム手袋等使用で、液を浸した布巾等で拭き取り、その後水を絞った布巾等で再度拭き取りを行う。
 - ➡教材等を液に浸して消毒する場合は、よく水洗いして乾燥させる。

(3) 嘔吐や排せつ物の汚れ、汚染がひどい物の場合

- ※ピューラックス（0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウムによる消毒液）による清拭や30分間のつけおき消毒を行う。

➡手袋、マスクに加えて飛散があるなどの場合は、フェイスシールドやゴーグル等眼を防護するものを用いる。

- 2 児童生徒の汚れた衣類、タオル等の持ち帰りについて
 - ・学校では、ひどい汚れのみ水洗いし、ビニール袋等に密封して持ち帰る。

校内で感染者等が出た場合の対応について

- 1 「校内で感染者等が出た場合のフロー図」(別紙参照)
 - (1) 感染者が出た場合➡一週間程度の臨時休業(状況により対象や期間に変更あり)
 - (2) 濃厚接触者と特定された者が出た場合➡該当者は2週間程度の自宅待機
- 2 保健所提出資料等の準備
 - ・校内見取り図・空調位置図・教職員等配席図・行事予定表・時間割表
 - ・接触者リスト(名簿・学級編制表)・健康状況記録表
 - ・保護者あて文書(発生と今後の対応についての家庭連絡用)